

第3章 生活排水処理基本計画 (素案)

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 総論

1. 計画策定について

生活排水処理計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づき策定するとともに、本市が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

一方、本市は、「水質汚濁防止法」第14条の8の規定に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されており、同法第14条の9の規定に基づき「第2次和泉市生活排水対策推進計画 令和6年6月一部改訂」を策定しています。

どちらの計画も生活排水による公共用水域の汚染を防ぐための計画であり、生活排水処理計画が市町村の生活排水処理施設の整備や維持管理に関する長期的な方針を定める計画であるのに対し、生活排水対策推進計画は生活排水処理基本計画の方針に基づいて生活排水による汚染を総合的に減らすための具体的な対策を定める計画で、両計画は相互に連携しながら、生活排水による汚濁を効果的に減らす事を目指します。

なお、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域では、個人が合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により、生活排水処理の適正化を図っています。

以上のことから本計画は「生活排水対策推進計画」を兼ねて策定するものです。

本市の主要な生活排水処理施設である公共下水道については、昭和40年代から泉北環境整備施設組合により高石処理区を整備し、昭和60年度より流域下水道の進捗に合わせ公共下水道事業に着手しました。その後、平成25年度からは市街化調整区域についても事業を開始し整備を推進しています。また、平成26年4月には高石処理区を流域関連公共下水道に統合しました。

平成27年4月から下水道全体計画区域外において、市が主体となって高度処理型合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度からは浄化槽法の改正により公共浄化槽等整備推進事業）により早期に生活排水処理の適正化を図っています。

今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域特性に応じて公共下水道、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に対する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていきます。

2. 計画の基本的な考え方

①自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本としており、下水道事業計画区域における公共下水道の整備、普及を図っていきます。

下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めています。

②適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や質に変化がみられます。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていきます。

災害時の収集・運搬等体制については、より高い実効性のあるものにするため本市の「災害廃棄物処理計画」に盛り込み、必要に応じて見直しを行います。

③生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

生活排水対策として、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を推進し適正な処理を行うと共に、各家庭でもできる生活排水対策について、地域住民の理解と協力のもとに、その意識を高める啓発活動・実践活動を積極的に推進していきます。

目標 1 汚れた水をきれいにする

目標 2 汚れた水の発生を少なくする

3. 計画期間

本計画の計画期間はごみ処理基本計画と同様に、令和8年度を初年度、令和12年度を中間目標年度、最終目標年度を令和22年度の15年間の計画とします。

第2節 和泉市の概況

1. 地域の概況

(1) 位置

本市は大阪府の西南部に位置し、大阪都心から約 25km、関西国際空港から約 20 km の距離にあります。市域は東西に約 7 km、南北に約 19 km と細長い形状をしています。

本市全体は、南に和泉山脈の一部を構成する山地、そこから北に向かって丘陵地、平野と大きく3つに分かれています。



図 3-1 位置図

(2) 気象

本市の気温と降水量の実績は表 3-1 に示すとおりです。最高気温は年々上昇する傾向にあります。

表 3-1 本市の気温と降水量の実績

| 項目＼年次 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|-------|----|-----|---------|---------|-------|---------|
| 気温 | 平均 | °C | 17.3 | 17.1 | 17.0 | 17.3 |
| | 最高 | °C | 37.7 | 38.2 | 38.3 | 39.2 |
| | 最低 | °C | ▲ 2.1 | ▲ 1.3 | ▲ 2.7 | ▲ 3.1 |
| 降水量 | 総量 | mm | 1,394.0 | 1,499.5 | 967.0 | 1,271.0 |
| | | | | | | 1,436.5 |

資料:大阪管区気象台(堺観測所)

(3) 人口

本市の人口及び世帯数の実績は表 3-2 に示すとおりです。人口は減少傾向にあり、減少幅は大きくなる傾向にあります。

表 3-2 本市の人口及び世帯数の推移

| 項目＼年度 | | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 人 | 186,601 | 186,370 | 185,936 | 185,890 | 185,790 | 184,813 | 184,185 | 183,214 | 182,630 | 182,104 |
| 増減数 | 人 | — | -231 | -665 | -711 | -811 | -1,788 | -2,416 | -3,387 | -3,971 | -4,497 |
| 世帯数 | 世帯 | 76,396 | 77,122 | 77,809 | 78,823 | 79,885 | 80,526 | 80,900 | 81,570 | 82,411 | 83,271 |
| 増減数 | 世帯 | — | 726 | 1,413 | 2,427 | 3,489 | 4,130 | 4,504 | 5,174 | 6,015 | 6,875 |
| 世帯規模 | 人/世帯 | 2.44 | 2.42 | 2.39 | 2.36 | 2.33 | 2.30 | 2.28 | 2.25 | 2.22 | 2.19 |

注)増減数:平成27年度基準、世帯規模:人口÷世帯数

資料:住民基本台帳人口・外国人登録者人口、各年度末現在

(4) 産業

本市の産業分類別の事業所数、従業者数は表 3-3 に示すとおりです。事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業が最も多くなっています。

表 3-3 事業所数、従業者数の実績

| 産業分類＼年・項目 | 平成28年(6月1日現在) | | | | 令和3年(6月1日現在) | | | | 大阪府(令和3年) | | | | | | | | |
|-------------------|---------------|---------|---------|---------|--------------|-------|---------|---------|-----------|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|------|----|
| | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 1事業所当たりの従業者数 | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 1事業所当たりの従業者数 | 事業所数 | | 1事業所当たりの従業者数 | | | | |
| | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | | 構成割合 | 構成割合 | | | | | |
| 総 数 | 5,887 | 100.00% | 56,223 | 100.00% | 9.55 | 5,835 | 100.00% | 62,877 | 100.00% | 10.78 | 389,186 | 100.00% | 4,764,797 | 100.00% | 12.24 | | |
| 農業・林業・漁業 | 12 | 0.2% | 175 | 0.3% | 14.58 | 12 | 0.2% | 106 | 0.2% | 8.83 | 369 | 0.1% | 3,091 | 0.1% | 8.38 | | |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 17 | 0.0% | 207 | 0.0% | 12.18 | | |
| 建設業 | 464 | 7.9% | 2,391 | 4.3% | 5.15 | 487 | 8.3% | 2,454 | 3.9% | 5.04 | 27,254 | 7.0% | 242,668 | 5.1% | 8.90 | | |
| 製造業 | 786 | 13.4% | 9,238 | 16.4% | 11.75 | 707 | 12.1% | 9,611 | 15.3% | 13.59 | 38,944 | 10.0% | 593,282 | 12.5% | 15.23 | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 0.0% | 112 | 0.2% | 56.00 | 4 | 0.1% | 134 | 0.2% | 33.50 | 473 | 0.1% | 21,127 | 0.4% | 44.67 | | |
| 情報通信業 | 21 | 0.4% | 71 | 0.1% | 3.38 | 24 | 0.4% | 71 | 0.1% | 2.96 | 6,909 | 1.8% | 182,399 | 3.8% | 26.40 | | |
| 運輸業・郵便業 | 141 | 2.4% | 3,451 | 6.1% | 24.48 | 165 | 2.8% | 4,268 | 6.8% | 25.87 | 10,134 | 2.6% | 272,822 | 5.7% | 26.92 | | |
| 卸売業・小売業 | 1,415 | 24.0% | 13,185 | 23.5% | 9.32 | 1,311 | 22.5% | 13,025 | 20.7% | 9.94 | 90,008 | 23.1% | 970,064 | 20.4% | 10.78 | | |
| 金融業・保険業 | 68 | 1.2% | 815 | 1.4% | 11.99 | 52 | 0.9% | 568 | 0.9% | 10.92 | 5,412 | 1.4% | 117,785 | 2.5% | 21.76 | | |
| 不動産業・物品販賣業 | 379 | 6.4% | 1,189 | 2.1% | 3.14 | 443 | 7.6% | 1,783 | 2.8% | 4.02 | 36,342 | 9.3% | 168,090 | 3.5% | 4.63 | | |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 141 | 2.4% | 854 | 1.5% | 6.06 | 169 | 2.9% | 957 | 1.5% | 5.66 | 21,728 | 5.6% | 178,054 | 3.7% | 8.19 | | |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 700 | 11.9% | 5,113 | 9.1% | 7.30 | 584 | 10.0% | 4,178 | 6.6% | 7.15 | 44,764 | 11.5% | 362,915 | 7.6% | 8.11 | | |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 559 | 9.5% | 2,695 | 4.8% | 4.82 | 520 | 8.9% | 2,350 | 3.7% | 4.52 | 27,087 | 7.0% | 153,396 | 3.2% | 5.66 | | |
| 教育・学習支援業 | 263 | 4.5% | 2,249 | 4.0% | 8.55 | 294 | 5.0% | 4,532 | 7.2% | 15.41 | 14,044 | 3.6% | 242,942 | 5.1% | 17.30 | | |
| 医療・福祉 | 566 | 9.6% | 11,226 | 20.0% | 19.83 | 640 | 11.0% | 12,876 | 20.5% | 20.12 | 39,021 | 10.0% | 676,932 | 14.2% | 17.35 | | |
| 複合サービス事業 | 30 | 0.5% | 498 | 0.9% | 16.60 | 29 | 0.5% | 470 | 0.7% | 16.21 | 1,373 | 0.4% | 20,377 | 0.4% | 14.84 | | |
| サービス業(他に分類されないもの) | 340 | 5.8% | 2,961 | 5.3% | 8.71 | 369 | 6.3% | 3,199 | 5.1% | 8.67 | 24,169 | 6.2% | 449,787 | 9.4% | 18.61 | | |
| 公務(他に分類されるものを除く) | | | | | | | | 25 | 0.4% | 2,295 | 3.6% | 91.80 | 1,138 | 0.3% | 108,859 | 2.3% | 96 |

注1)1事業所当たりの従業者数:従業者数÷事業所数

資料:経済センサス活動調査

注2)構成割合は、四捨五入による処理をしているため、合わない箇所がある。

(5) 交通

本市の公共交通ネットワークは東西方向の「鉄道（JR 阪和線、南海鉄道 南海泉北線）」、駅及び各地域を結ぶ、「一般路線バス」「コミュニティバス」「タクシー」等で構成されています。

道路網は阪和自動車道や堺泉北有料道路といった自動車専用道路のほか、国道26号や泉州山手線、大阪岸和田南海線、国道170号（大阪外環状線）などの高規格の道路が整備され、和泉中央線、国道480号などが南北の地域交通軸を形成しています。

(6) 土地利用状況

本市の都市計画区域の状況は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 都市計画区域の状況

| 区分 | 面積(ha) | 構成割合 |
|-------------|--------|---------|
| 都市計画区域 | 8,498 | 100.00% |
| 市街化区域 | 2,607 | 30.68% |
| 用途地域 | 2,607 | 30.68% |
| 第一種低層住居専用地域 | 452 | 5.32% |
| 第二種低層住居専用地域 | — | — |
| 第一種中高層専用地域 | 543 | 6.39% |
| 第二種中高層専用地域 | 91 | 1.07% |
| 第一種住居地域 | 533 | 6.27% |
| 第二種住居地域 | 139 | 1.64% |
| 準住居地域 | 24 | 0.28% |
| 近隣商業地域 | 30 | 0.35% |
| 商業地域 | 37 | 0.44% |
| 準工業地域 | 655 | 7.71% |
| 工業地域 | — | — |
| 工業専用地域 | 104 | 1.22% |
| 市街化調整区域 | 5,891 | 69.32% |

注)構成割合は、四捨五入による処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:市データ(令和5年3月28日現在)

2. 河川等の汚濁の状況

(1) 河川水質の現状

本市を流れる主要な河川は槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川があり、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は市内の西部を流れ下流にて牛滝川に合流しています。(図 3-2)

本市の河川水質の現況は、市内河川の7地点における代表的な水の汚れの指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)^{*1}の経年変化の推移によると、水質は概ね横ばいからやや改善傾向で推移しています。(表 3-5、図 3-3)

また、BODに係る環境基準達成状況から判断すると、山間部の上流域では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては居住人口の増加や河川の保水力の低下により、主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。

***1 BOD(生物化学的酸素要求量)**：BODとは、水中に含まれている有機物が微生物によって好気的に分解されるときに必要な酸素量を mg/L で表した値であり、河川の水質指標として用いられます。この値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示しています。

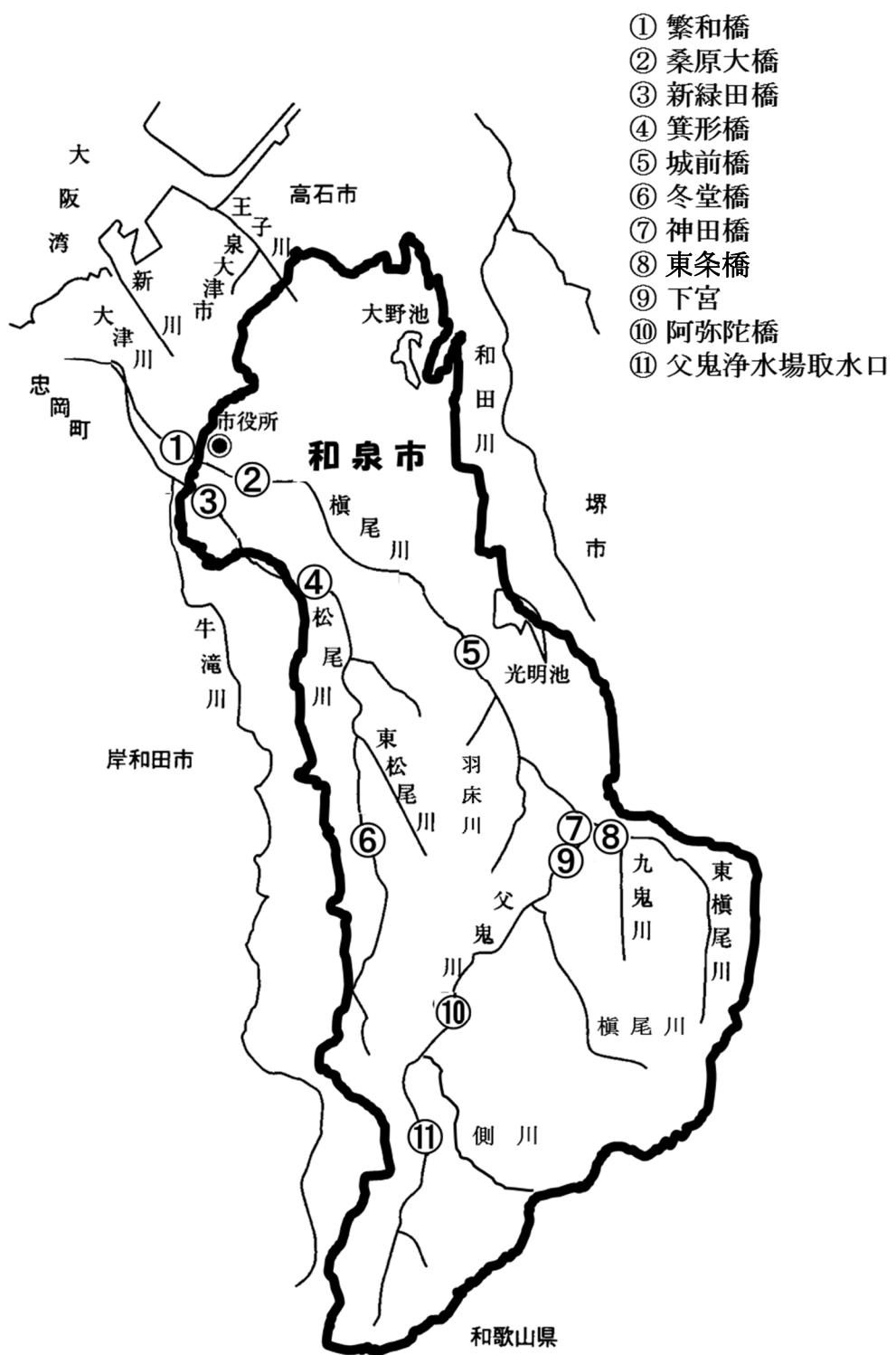


図 3-2 和泉市周辺のおもな河川と水質測定地点

表 3-5 市内河川水質のBOD年平均値の推移

[単位:mg/L]

| 河川名 | 調査地点 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 平均値 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 父鬼川 | 阿弥陀橋 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.8 | 0.7 | 1.2 | 0.7 | 0.5 | 1.0 | 0.6 | 1.5 | 0.6 | 0.6 | 0.8 |
| | 神田橋(府) | 1.5 | 1.2 | 1.3 | 1.5 | 1.1 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.3 | 1.4 | 1.6 | 1.3 | 1.2 | 1.0 | 1.3 |
| 東横尾川 | 東条橋(府) | 1.6 | 1.1 | 1.5 | 1.1 | 1.0 | 1.4 | 0.9 | 1.4 | 1.5 | 1.3 | 2.0 | 1.0 | 0.9 | 1.4 | 1.3 |
| 横尾川 | 繁和橋(府) | 2.7 | 2.1 | 2.9 | 2.0 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 2.2 | 2.0 | 2.1 | 2.2 | 1.7 | 1.5 | 1.5 | 2.1 |
| 松尾川 | 冬堂橋 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.7 | 1.4 | 1.5 | 1.8 | 2.2 | 1.4 | 1.8 | 1.0 | 2.2 | 0.9 | 1.9 | 1.6 |
| | 箕形橋 | 1.4 | 1.6 | 2.4 | 2.2 | 2.0 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.7 | 1.0 | 1.9 | 1.0 | 1.2 | 1.6 |
| | 新緑田橋(府) | 3.1 | 2.4 | 2.8 | 2.4 | 2.2 | 2.3 | 2.6 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 2.5 |
| 平均値 | | 1.8 | 1.5 | 1.8 | 1.6 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.7 | 1.5 | 1.7 | 1.6 | 1.7 | 1.2 | 1.4 | 1.6 |

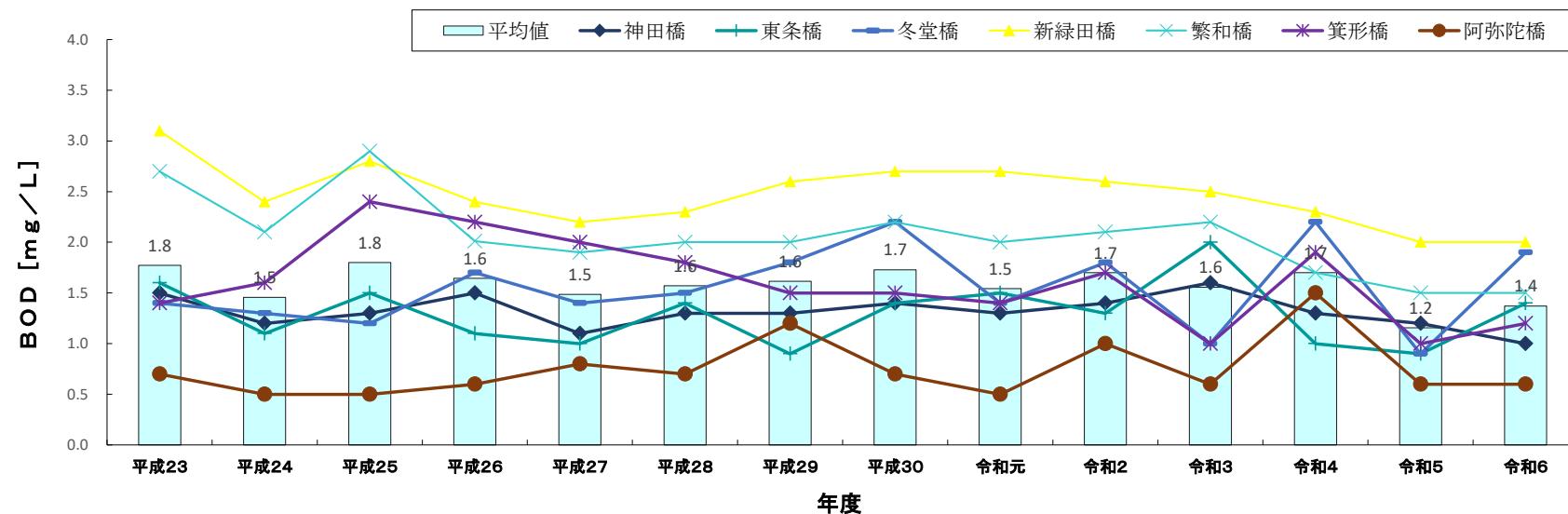


図 3-3 市内河川水質のBOD年平均値の推移

表 3-6 BODに係る環境基準達成状況（令和6年度）

| 河川名 | 調査地点 | 類型 ^{※1} | BOD 基準値 | 平均値 (mg/L) | 75%値 ^{※2} (mg/L) | m/n ^{※3} | 評価 ^{※4} | 調査機関 |
|-----|----------|------------------|-----------|---------------|------------------------------|-------------------|------------------|----------------|
| 父鬼川 | 父鬼浄水場取水口 | A | 2 mg/L 以下 | 0.6 | 0.8 | 0/8 | ○ | 和泉市 (水道施設室) |
| | 阿弥陀橋 | | | 0.6 | 0.7 | 0/4 | ○ | 和泉市 (環境政策室) |
| | 神田橋 | | | 1.0 | 1.0 | 1/12 | ○ | 大阪府 |
| 槇尾川 | 城前橋 | B | 3 mg/L 以下 | 0.8 | 0.8 | 0/4 | ○ | 和泉市 (環境政策室) |
| | 桑原大橋 | | | 1.4 | 1.5 | 0/4 | ○ | 和泉市 (環境政策室) |
| | 繁和橋 | | | 1.5 | 2.1 | 0/12 | ○ | 大阪府 |
| 松尾川 | 冬堂橋 | B | 3 mg/L 以下 | 1.9 | 1.8 | 0/4 | ○ | 和泉市 (環境政策室) |
| | 箕形橋 | | | 1.2 | 1.7 | 0/4 | ○ | 和泉市 (環境政策室) |
| | 新緑田橋 | | | 2.0 | 2.2 | 2/12 | ○ | 大阪府 |

(※1) 類型：利水目的に応じ、水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準値が具体的に示される。

(※2) 75%値：日間平均値の年間の75%値（データ数4の場合、小さい方から3番目の値）

(※3) n：総検体数 m：環境基準未達成の検体数

(※4) 評価：環境基準の達成状況（75%値で評価：年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。）

出典：市資料、大阪府水質調査結果（河川）

| 類型 | 利用目的の適応性 | BODの基準値 |
|----|---------------------------|-----------|
| AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 1mg/L 以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 2mg/L 以下 |
| B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 3mg/L 以下 |
| C | 水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 5mg/L 以下 |
| D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 8mg/L 以下 |
| E | 工業用水3級、環境保全 | 10mg/L 以下 |

（備考）

1. 基準値は、日間平均値とする
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第3節 生活排水処理の現状

1. 現状生活排水処理システム

(1) 現状生活排水処理フロー

現状生活排水処理フローを図 3-4 に示します。

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水^{※1}及びし尿は、下水道、合併処理浄化槽で処理され放流されています。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの場合は、し尿は処理されていますが、生活雑排水が未処理のまま放流されています。また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥及びし尿汲み取りのし尿は、第1事業所のし尿処理場にて適正に処理しています。

※1 生活雑排水：生活雑排水とは、炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される生活排水から、し尿（トイレ汚水）を除いたものをいいます。

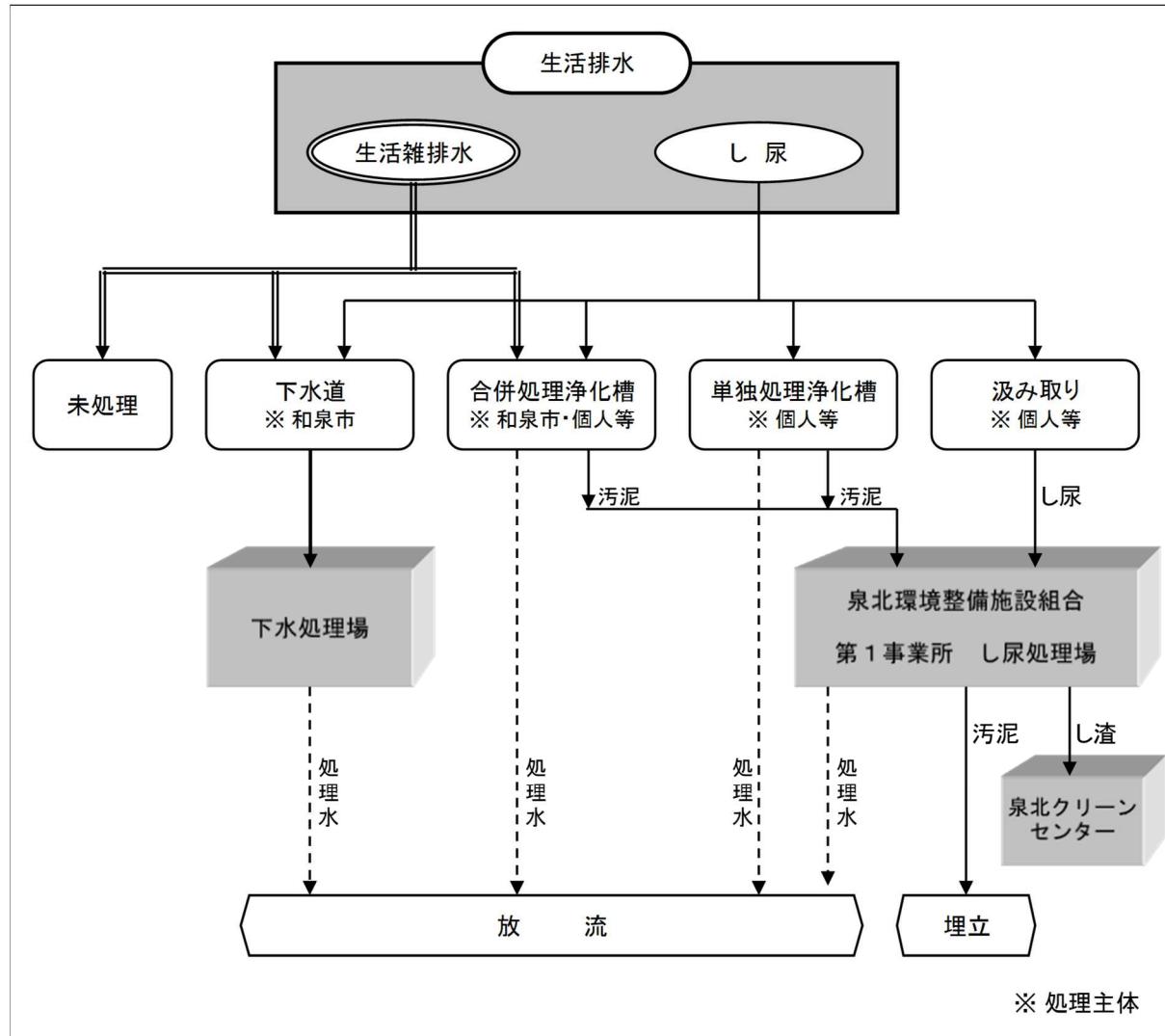


図 3-4 現状生活排水処理フロー

(2) 生活排水排出システム

①生活排水処理人口

生活排水処理形態別人口の実績推移を表 3-7、図 3-5 に示します。

本市は、主に公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めています。

令和6年度末では、計画処理区域内人口 182,104 人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は 160,644 人であり、生活排水適正処理率は 88.2% ((水洗化・生活雑排水処理人口) / 計画処理区域内人口 × 100) に達しています。

表 3-7 生活排水処理形態別人口の実績推移

| 項目＼年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計画処理区域内人口 | 184,813 | 184,185 | 183,214 | 182,630 | 182,104 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 161,259 | 161,222 | 160,914 | 160,764 | 160,644 |
| 下水道水洗化人口 | 148,036 | 147,994 | 147,894 | 147,867 | 147,660 |
| 合併処理浄化槽人口 | 13,223 | 13,228 | 13,020 | 12,897 | 12,984 |
| うち国交付金設置人口 | 3,205 | 3,212 | 3,195 | 3,168 | 3,136 |
| 単独処理浄化槽人口 | 14,989 | 14,768 | 14,533 | 14,422 | 14,283 |
| 非水洗化人口 | 8,565 | 8,195 | 7,767 | 7,444 | 7,177 |
| 計画処理区域外人口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活排水適正処理率 | 87.3% | 87.5% | 87.8% | 88.0% | 88.2% |

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

資料: 市データ

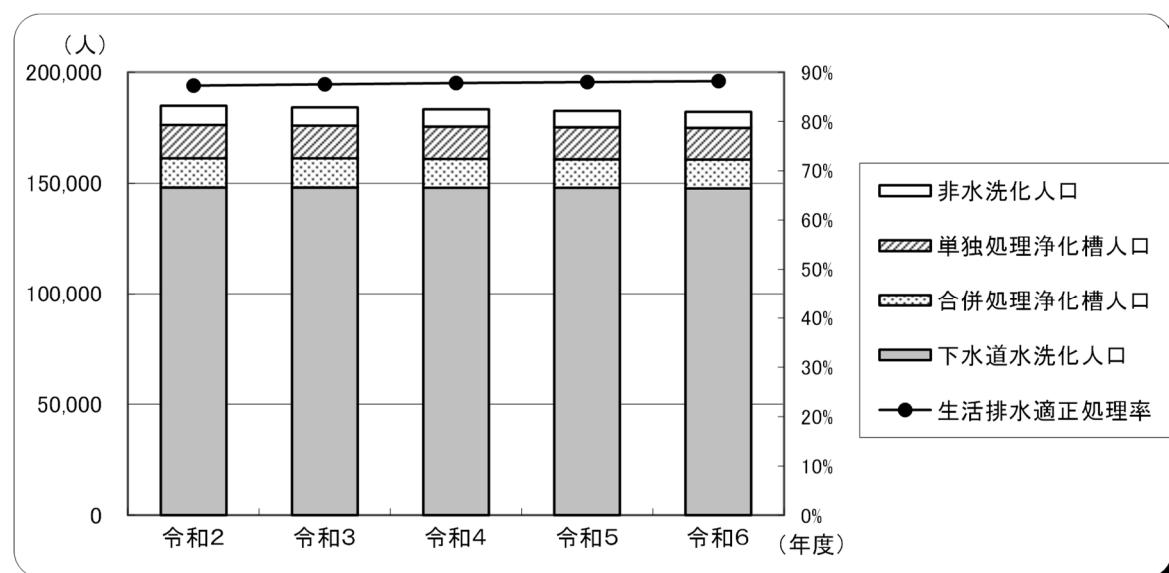


図 3-5 生活排水処理形態別人口の実績推移

②し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移を表 3-8 及び図 3-6 に示します。

し尿発生量については、令和2年度から令和3年度は急激に減少し、その後概ね減少傾向を示しながら令和6年度は約 13,700kL/年となっています。浄化槽汚泥発生量については、令和2年度に比べ令和3年度は約2倍に増加し、その後高止まりしつつほぼ横ばいしながら令和6年度は約 8,500kL/年となっています。

し尿発生原単位は、し尿発生量とほぼ同様の傾向を示しながら令和6年度は 5.21L/人・日となっており、浄化槽汚泥発生原単位については、浄化槽汚泥発生量とほぼ同様の傾向を示しながら令和6年度は 0.85L/人・日となっています。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

| 項目＼年度 | | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|----------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 収集人口 (人) | 非水洗化人口 | 8,565 | 8,195 | 7,767 | 7,444 | 7,177 |
| | 浄化槽人口 | 28,212 | 27,996 | 27,553 | 27,319 | 27,267 |
| 発生量 (kL/年) | し尿発生量 | 20,076.8 | 14,989.0 | 15,381.4 | 14,747.1 | 13,635.3 |
| | 浄化槽汚泥発生量 | 4,736.9 | 8,350.0 | 7,945.0 | 7,922.2 | 8,458.1 |
| | 合 計 | 24,813.7 | 23,339.0 | 23,326.4 | 22,669.3 | 22,093.4 |
| 年間日数(日) | | 365 | 365 | 365 | 366 | 365 |
| 原単位 (L/人・日) | し尿発生原単位 | 6.42 | 5.01 | 5.43 | 5.41 | 5.21 |
| | 浄化槽汚泥発生原単位 | 0.46 | 0.82 | 0.79 | 0.79 | 0.85 |

注) 原単位:発生量÷収集人口÷年間日数×1000

資料:市データ、令和2年度から令和6年度 組合事業概要

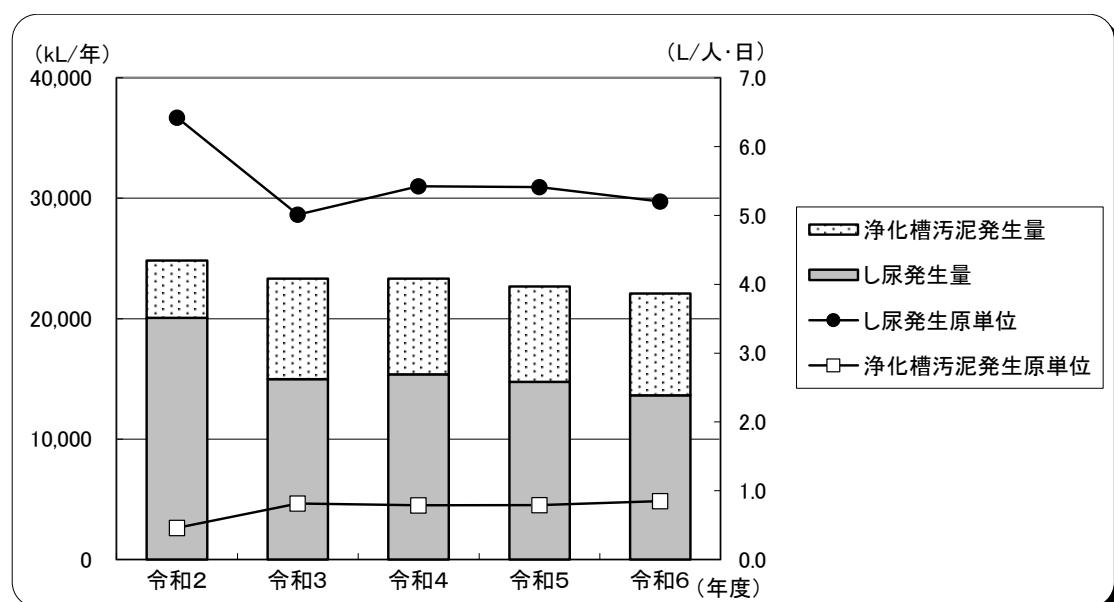


図 3-6 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

(3) 生活排水中間処理システム

①下水道

下水道の整備状況を表 3-9 に示します。

本市下水道事業は北部処理区及び泉北処理区の2処理区において事業が進められており、下水道全体計画処理面積は 5,125ha です。

また、令和6年度末現在の普及率は、北部処理区 90.5%、泉北処理区 99.5% となっています。

表 3-9 下水道計画の整備状況

| 項目 | 処理区 | 和泉市 | 下水道全体計画区域外 | | | 備考 |
|---------------------|---------------------|---------|------------|--------|------------|---|
| | | | 北部 | 泉北 | 下水道全体計画区域外 | |
| 下水道全体計画 | 処理面積 (ha) | 5,125 | 4,883 | 242 | – | R7年度に大阪湾流域別下水道整備総合計画が更新されることに伴い、和泉市の下水道全体計画の数値も変更する予定である。 |
| | 処理人口 (人) | 196,630 | 177,460 | 19,170 | – | |
| 整備状況 令和6年度末現在 | 計画区域内人口 (人) | 182,104 | 166,122 | 14,873 | 1,109 | ① |
| | 下水道全体計画区域内人口 (人) | 180,995 | 166,122 | 14,873 | – | |
| | 整備面積 (ha) | 2,279 | 2,058 | 221 | – | |
| | 整備人口 (人) | 165,174 | 150,376 | 14,798 | – | ② |
| | 告示人口 (人) | 162,684 | 147,921 | 14,763 | – | ③ |
| | 水洗化人口 (人) | 147,660 | 133,220 | 14,440 | – | ④ |
| | 普及率 (%) | 90.7% | 90.5% | 99.5% | – | ② ÷ ① × 100 |
| 注)水洗化率=水洗化人口 ÷ 告示人口 | | | | | | 資料:市資料 |

②合併処理浄化槽

下水道全体計画区域外については和泉市公共浄化槽条例に基づき、市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業を実施しています。また、下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域においては、浄化槽設置整備事業を実施しています。

各事業における設置基數・人口の実績推移を表 3-10～表 3-11 に示します。

表 3-10 公共浄化槽等整備推進事業による設置基数・人口の実績推移

| 項目 | 人槽\年度 | 平成27年度 ～令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 累計 |
|-----------|---------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 基数 (基) | 5人槽 | 29 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 36 |
| | 6～7人槽 | 21 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 24 |
| | 8～10人槽 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 11～50人槽 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| | 合計 | 54 | 2 | 3 | 1 | 3 | 3 | 66 |
| 人口 (人) | 5人槽 | 62 | 4 | 2 | 0 | 4 | 2 | 74 |
| | 6～7人槽 | 75 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 85 |
| | 8～10人槽 | 14 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| | 11～50人槽 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 151 | 4 | 8 | 4 | 4 | 4 | 175 |

注)累計は、平成27年度から令和6年度までの合計数。

表 3-11 浄化槽設置整備事業による設置基数・人口の実績推移

| 項目 | 人槽\年度 | 平成4年度 ～令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 累計 |
|-----------|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基数 (基) | 5人槽 | 176 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 179 |
| | 6～7人槽 | 496 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 501 |
| | 8～10人槽 | 168 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 170 |
| | 11～20人槽 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 合計 | 850 | 2 | 1 | 5 | 1 | 1 | 860 |
| 人口 (人) | 5人槽 | 543 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 551 |
| | 6～7人槽 | 1,897 | 4 | 0 | 9 | 3 | 0 | 1,913 |
| | 8～10人槽 | 724 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 731 |
| | 11～20人槽 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 |
| | 合計 | 3,209 | 8 | 2 | 13 | 3 | 5 | 3,240 |

注)累計は、平成4年度から令和6年度までの合計数。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理

昭和38年2月地方自治法第284条に基づき一部事務組合（泉大津市和泉市清掃組合）を発足し、両市のごみ及びし尿の共同処理を行ってきましたが、昭和41年5月に隣接する高石市の加入に伴い、3市の広域的下水道事業を含めた一部事務組合「泉北環境整備施設組合」と改称しました。なお、平成26年4月からは公共下水道事業を組合構成3市に移管し、現在は、3市のごみ及びし尿の処理のみを行っています。し尿汲み取り便槽から汲み取られた「し尿」及び単独処理浄化槽と合併処理浄化槽から発生する「余剰汚泥等」は、市の許可業者が収集し、組合の第1事業所し尿処理場で処理しています。組合のし尿処理施設概要を表3-1-2に示します。また、処理プロセスで発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は組合のごみ焼却処理施設で処理しています。

表 3-1-2 し尿処理施設概要

| 施設名 | 第1事業所 し尿処理場 | |
|------|------------------------------------|---|
| | し尿処理施設 | 備 考 |
| 敷地面積 | 8,642.22m ² | 平成9年12月： 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替) 平成18年3月： |
| 建物面積 | 2,998.62m ² | 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去とともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造 |
| 竣工年月 | 昭和62年1月 | 平成20年3月： 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修 平成28年3月： トラックスケール設置 |
| 処理方法 | 低希釀高負荷酸化処理方式 | 平成28年6月： 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託により、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥受入を開始 |
| 処理能力 | 200kL/日 (し尿125kL/日、浄化槽汚泥75kL/日) | 令和5年3月： 一般廃棄物処理施設基本計画を策定 |

資料:組合ホームページ

2. 生活排水対策の推進の状況と課題

(1) 生活排水処理の現状

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）及びし尿は、下水道並びに合併処理浄化槽で処理され放流されています。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの場合は、し尿は処理されるが生活雑排水が未処理のまま放流されています。（図 3-4 参照）

これが河川など公共用水域の水質汚濁の主な原因となっています。

また、令和6年度末では、計画処理区域内人口 182,104人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は 160,644人であり、生活排水適正処理率は 88.2%（水洗化・生活雑排水処理人口）／計画処理区域内人口×100）です。（表 3-7、図 3-5 参照）

さらなる生活排水適正処理率の上昇が必要です。

(2) 公共下水道の整備状況

本市では公共下水道事業計画に基づき下水道の整備を進めており、令和6年度の下水道普及率^{※1}は 90.7%、下水道水洗化率^{※2}は 90.8%となっています。

（図 3-7、図 3-8）

この公共下水道整備の進捗が、BOD汚濁負荷量の削減に大きく寄与していることから、今後も引き続き、公共下水道整備を進めると共に水洗化率向上のため、啓発に努めます。

※1 下水道普及率：下水道普及率とは、行政人口に、下水道で整備された区域内の人口が占める割合です。

$$\text{下水道普及率} = \text{整備人口} \div \text{行政人口}$$

※2 下水道水洗化率：下水道水洗化率とは、下水道で処理可能な区域内の人口に、下水道に接続する人口が占める割合です。

$$\text{下水道水洗化率} = \text{下水道水洗化人口} \div \text{告示人口}$$

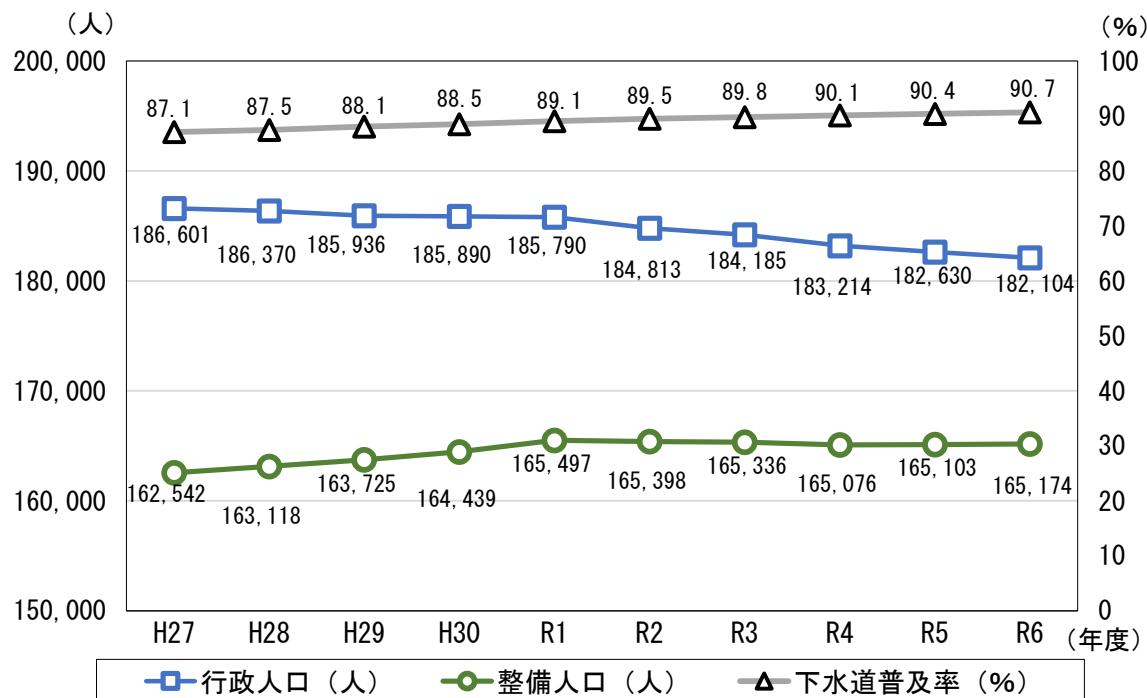


図 3-7 下水道普及率の推移

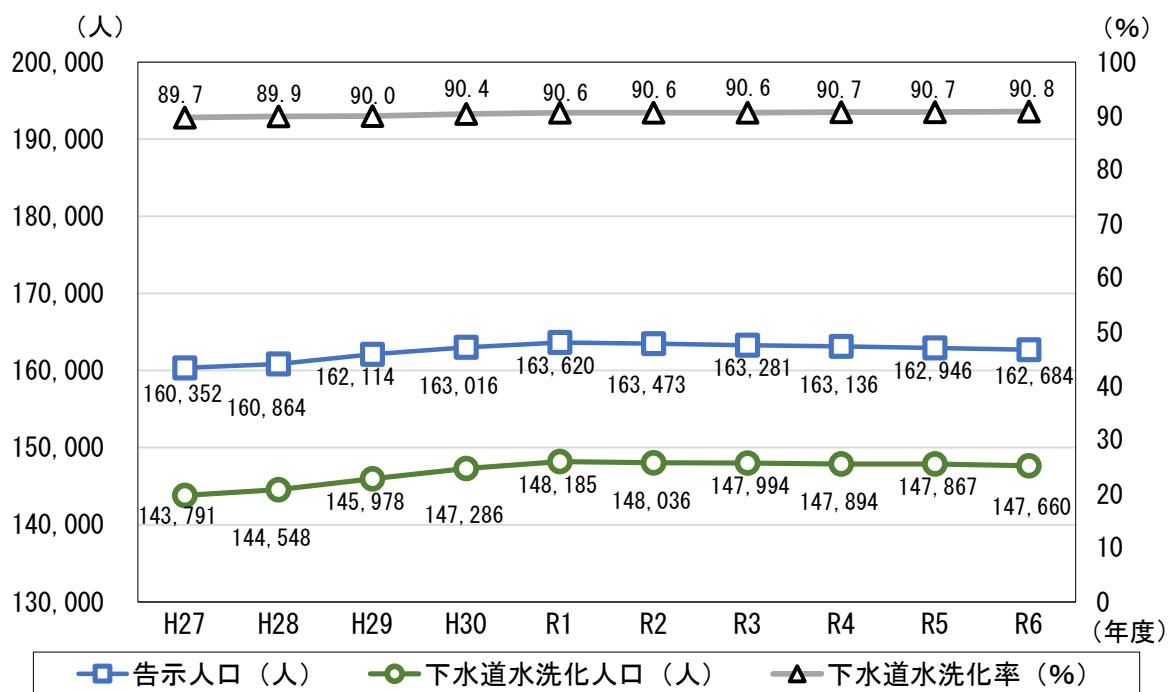


図 3-8 下水道水洗化率の推移

(3) 合併処理浄化槽の設置状況

本市では、公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽の普及を推進しており、市街化区域及び市街化調整区域を併せた市域全体に設置されている合併処理浄化槽は令和6年度末で2,145基です。（図3-9）

また、平成4年度より合併処理浄化槽の設置補助を、平成27年度から令和元年度まで浄化槽市町村整備推進事業、令和2年度より公共浄化槽等整備推進事業を行っており、合併処理浄化槽の普及を推進しています。令和6年度の設置補助基数は1基、公共浄化槽の整備基数は3基でした。

この合併処理浄化槽の普及が、BOD汚濁負荷量の削減に少なからず寄与していることから、今後も引き続き、公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域における合併処理浄化槽の普及の推進が必要です。

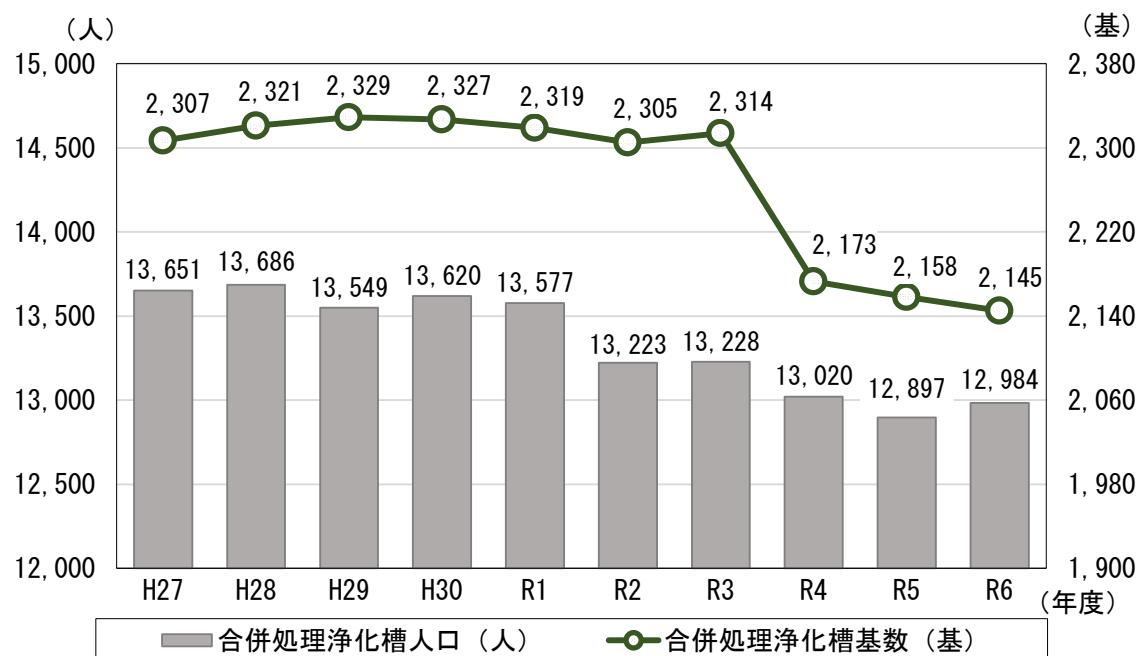


図3-9 合併処理浄化槽設置基数の推移

3. 第5次基本計画のレビュー

第5次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の施策内容・目標達成状況を表 3-1-3 に示します。

なお、点検・評価の評価は、

◎：計画どおり取り組んでいる。

○：おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△：計画の調査・検討・調整中である。

－：計画の見直し・再検討を要する

としています。

表 3-1-3 第5次基本計画（令和3年3月策定）の施策内容・目標達成状況

| 本計画(令和2年度～令和6年度) | | | |
|----------------------|--|---|--|
| 計画の方向性・基本目標 | 計画の具体的な方向性・施策内容 | 施策実施の進捗状況 | 点検・評価 |
| 1. 生活排水の数値目標 | 令和2年度（平成32年度）の生活排水適正処理率の目標：87.2% 令和12年度（平成42年度）の生活排水適正処理率の目標：90.9% 将来的には生活排水適正処理率100%を目指します。 | 令和6年度末時点での生活排水適正処理率は、88.2%です。 | 評価：○ おおよそ計画どおり、生活排水適正処理率の向上に取り組んでいます。 |
| 2. 自然環境への負荷の低減 | (1) 公共下水道による生活排水処理の改善 | 河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。 | 評価：○ おおよそ計画どおり、下水道の整備が進められています。 |
| | (2) 公共下水道への水洗化促進 | 公共下水道の整備が完了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るために公共下水道への水洗化促進の啓発を進めています。 | 評価：○ おおよそ計画どおり、下水道への接続が進められています。 |
| | (3) 吸取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進及び促進 | 生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している一般家庭・事業所等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進しています。 | 評価：○ 左記の施策等により、合併処理浄化槽への転換が進められています。 |
| | (4) 净化槽の適正な維持管理の推進 | 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討しています。 | 評価：○ 左記の施策等により、適正な維持管理のための広報・啓発が行なわれています。 |
| | (5) 生活排水対策の啓発活動 | 水質汚濁の原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報等を、広報紙や市ホームページ等を活用して市民・事業者等に提供しています。 また、一般家庭・事業者等でできる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発に努めています。 | 評価：△ コロナ禍の影響を大きく受け、啓発事業は全体として縮小しました。啓発の進め方について現在見直し検討中です。 |
| | (6) 災害等に備えた体制づくり | 新型コロナウィルス等の感染症蔓延時の収集体制の維持やゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。 | 評価：○ 災害廃棄物処理計画の策定や自治体等との支援協定の締結により、災害時の体制の確保を行っています。 |
| 3. 適正・効率的な収集・処理体制の確保 | (1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討 | し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っていますが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ効率的な収集運搬体制を検討しています。 | 評価：○ 収集運搬体制の検討が行われています。 |
| | (2) し尿処理施設の適正な維持管理・延命化 | 第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから将来を見通した適正な管理を実施し、延命化を図っています。 | 評価：○ |

4. 現状生活排水処理システムに係る課題点・留意点

(1) 生活排水処理システム

① 生活雑排水の未処理（一部）放流

河川等の水質汚濁の原因となっている生活雑排水は、適正な処理施設で処理されることが望まれるが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の住宅・事業所等では、ほぼ未処理のままで放流されています。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも下水道、合併処理浄化槽の利用による生活排水処理を推進していく必要があります。

② 収集体制の検討

下水道の普及が更に進み、し尿・浄化槽汚泥量が減少することが予想されます。

そのため、収集車両及び人員の収集体制の見直しが必要となります。

(2) 生活排水中間処理システム

① 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備が完了した地区には、まだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るためにには、公共下水道への早期接続を促進していく必要があります。

② 公共浄化槽等整備推進事業の推進及び浄化槽設置整備事業の促進

下水道全体計画区域外は公共浄化槽等整備推進事業を推進し、下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域においては浄化槽設置整備事業による生活排水処理の促進を図ります。

③ し尿処理施設の老朽化

第1事業所し尿処理場の老朽化が進んでいるため、長寿命化に係る整備を行うことで、維持管理に要する費用の増加等が見込まれます。

(3) その他

① 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、浄化槽法第7条、第11条に基づく処理水質の検査の他、1回／年の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられています。機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の把握及び適正な維持管理を実施していない浄化槽への対策が必要です。

第4節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

基本的な考え方で示した以下の3点を基本方針とします。

- ①自然環境の負荷の低減
- ②適正かつ効率的な収集・処理体制の確保
- ③生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

2. 自然環境への負荷の低減

(1) 公共下水道による生活排水処理の改善

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。

(2) 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備を完了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るためにには、公共下水道への水洗化促進の啓発を、個別訪問などを通じて進めています。

(3) 汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進及び促進

生活排水の適切な処理を進めるため、汲み取り便所及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域外においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度からは浄化槽法の改正により公共浄化槽等整備推進事業）にて合併処理浄化槽への転換を推進していきます。また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していきます。

(5) 生活排水対策の啓発活動

水質汚濁の主な原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報の提供、並びに正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚を図っていきます。

広報いづみや市ホームページへの啓発記事掲載、イベント事業等での環境パネ

ル展示や環境講座の実施及び水質簡易測定用パックテスト・パンフレット等の配布を行います。

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区・婦人会等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発など、地域に根ざした活動を行っていきます。

また、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうため、水辺において水生生物や植物などの自然観察会等を実施していきます。

3. 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っていますが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、効率的な収集運搬体制を検討していきます。また、感染症蔓延時における収集体制の維持や、ゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。

(2) し尿処理施設の適正な維持管理・長寿命化

第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、将来を見通した適正な維持管理を実施し、長寿命化を図っていきます。

(3) 災害等に備えた体制づくり

感染症蔓延時の収集体制の維持や、ゲリラ豪雨、台風及び地震が発生した際のし尿・汚泥の排出に関する情報周知の構築、収集・運搬体制の確保を行います。

4. 生活排水対策として啓発活動の積極的な推進

(1) 生活排水対策にかかる啓発活動

生活排水対策には公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及とともに、地域における実践活動の取り組みを広く推進することが必要です。

このため、市民全員が主体的に生活排水対策の活動に取り組めるよう、啓発・普及活動を行っています。

啓発の基本方針として、生活排水対策に関する正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚があげられます。

①合併処理浄化槽の普及促進

公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

②広報・啓発

広報いづみ・市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前街頭啓発などの啓発活動、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施および啓発用品の配布等を行います。

③生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行う。令和4年度から6年度の3年間は、16名の指導員を委嘱しています。

④生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のPRや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進します。

⑤水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発しています。また、水質簡易測定用パックテストの提供は引き続き毎年実施しています。

(2) 生活排水対策に係る啓発の推進

“いづみ”の名にふさわしい水辺環境を取り戻すために、啓発活動は生活排水対策にとって重要なものであり、例えば合併処理浄化槽を設置した家庭でも、その後の管理が適正におこなわれなければ放流水質に悪影響を与え、またその他の施設でも、家庭での心がけにより処理施設への負担が少なくなるなど、施設整備後にも啓発活動は必要であり、特に処理施設が未整備の地域では、啓発活動が水質改善に大きな効果をもたらすものと考えられます。

特に公共下水道の整備が、当分の間見込めない地域に対して、生活排水対策を推進するには、地域住民の生活排水対策に対する意識啓発を中心とした、家庭での台所対策等による汚濁負荷量の削減を図っていく必要があります。

そのひとつとして、地域における生活排水対策を推進する生活排水対策指導員の設置・育成を行い、その啓発活動をより効果的、実践的に実施していくことが重要です。

①台所対策

- ・食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲みきれる分だけを注ぎ、残り物を流さないようにする。
- ・油は使いきる工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、古新聞などにしみこませて、燃えるごみとして捨てる。

- ・調理くずや食べ残しを流さないように水切り袋などを使う。燃えるごみとして捨てる。
- ・食器や鍋の汚れは、紙などでふき取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ・米のとぎ汁は植木の水やりに利用する。(養分を含んでいるので、よい肥料になる。)
- ・食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を使う。

② トイレ・風呂・洗濯時の対策

- ・トイレは使用後にこまめに掃除する。(洗剤を使って掃除する回数が少なくてすむ。)
- ・入浴や洗濯の際は、石けん・洗剤・シャンプー・リンスなどは適量を使う。(たくさん使っても洗浄力が高まるわけではない。)
- ・髪の毛などが流れてしまわないように、お風呂の排水口に目の細かいネットを張る。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に利用する。(温水なので汚れ落ちがよくなる。衛生上、すぎには水道水で。)

③ その他

- ・身近な水路や側溝などの清掃を行う。
- ・浄化槽を設置している方は、適切な維持管理を行う。

5. 今後の取組

河川など公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策として“汚れた水をきれいにする”生活排水処理施設の整備を推進し、あわせて、“汚れた水の発生を少なくする”家庭での生活排水対策に関する実践活動及び啓発事業を積極的に推進していくことが重要です。

(1) 公共下水道の整備と水洗化促進

河川など公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、整備済み地域における公共下水道への水洗化の啓発を進めています。特に、下水道公示後的一般家庭などには、工事費の融資斡旋制度や指定排出設備工事業者の情報提供など、個別訪問による啓発を進めています。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

公共下水道全体計画区域外や下水道全体計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽の普及推進により生活排水処理を進めます。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を引き続き周知していきます。

さらに、生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している

一般家庭等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

上述の合併処理浄化槽の普及促進を図るため、公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業を実施していきます。

(3) 生活排水対策基本構想による生活排水処理施設の整備

公共下水道全体計画において、既計画決定区域（市街化区域）における下水道整備率が約9割に達していることから、一層の下水道整備を推進するため、既存集落を中心とした市街化調整区域へ下水道事業計画区域拡大を行い、市街化調整区域についても順次、下水道整備を行います。

また、公共下水道計画区域外の生活排水処理については、市が主体となり合併処理浄化槽の整備及び管理を行う公共浄化槽等整備推進事業により合併処理浄化槽への転換を推進していきます。（図 3-10）

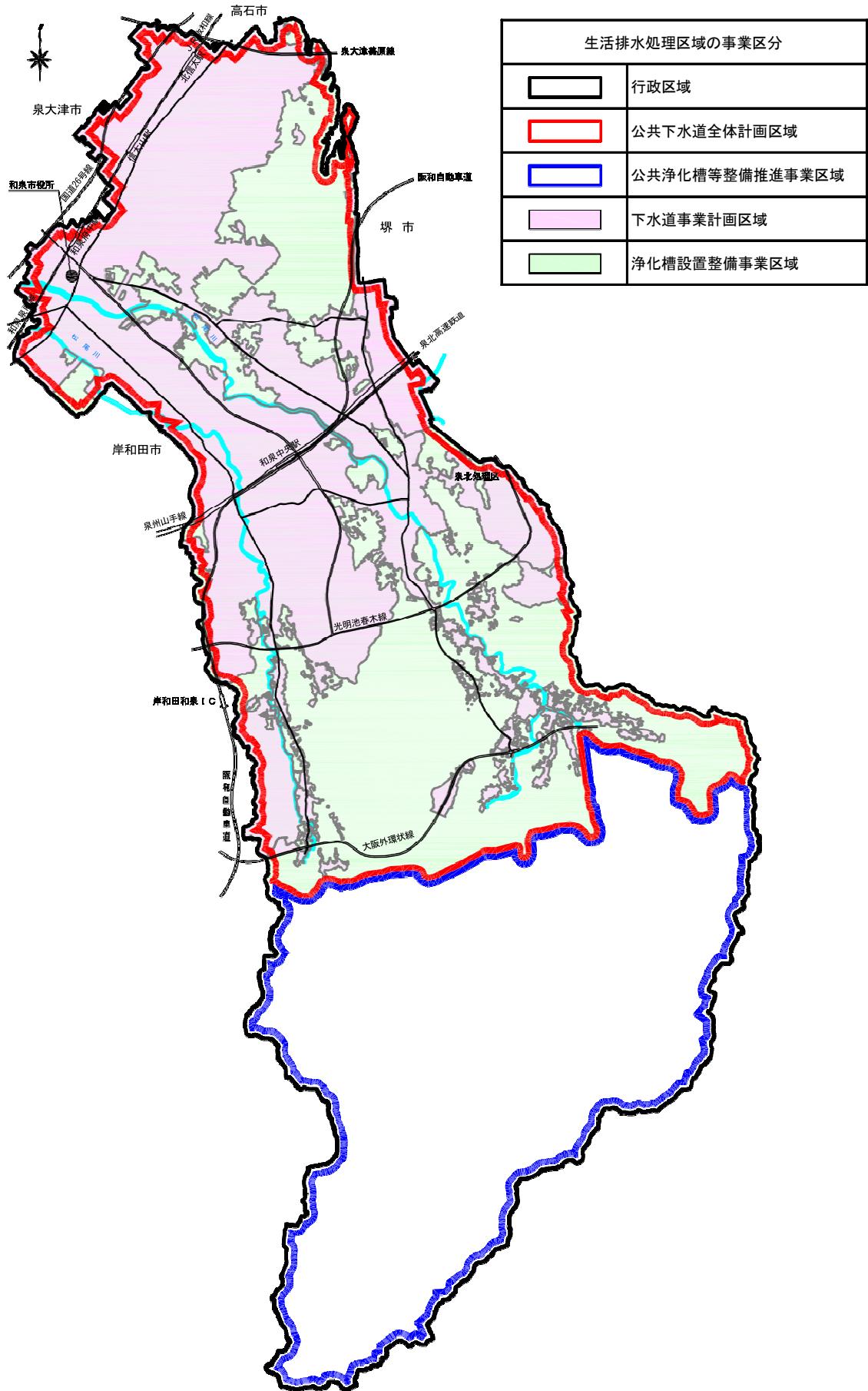


図 3-10 生活排水対策基本構想図

6. 目標の設定

(1) 生活排水の数値目標

生活排水適正処理率((水洗化・生活雑排水処理人口)／計画区域内人口×100)の現状及び目標を以下に示します。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 令和6年度の生活排水適正処理率の実績 | : 88.2% |
| 令和12年度の生活排水適正処理率(短期目標) | : 89.7% |
| 令和17年度の生活排水適正処理率(中期目標) | : 90.7% |
| 令和22年度の生活排水適正処理率(長期目標) | : 91.7% |
| (将来的には生活排水適正処理率100%を目指します。) | |

(2) 生活排水処理形態別人口の将来目標

生活排水処理形態別人口の将来目標を表 3-1-4 に示します。

表 3-1-4 生活排水処理形態別人口の将来目標

①生活排水適正処理率の目標値

| 項目 | 年度 | 現在 令和6年度 | 短期目標年度 令和12年度 | 中期目標年度 令和17年度 | 計画目標年度 令和22年度 |
|-----------|----|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 生活排水適正処理率 | | 88.2% | 89.7% | 90.7% | 91.7% |

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

②人口の内訳

| 項目 | 年度 | 現在 令和6年度 | 短期目標年度 令和12年度 | 中期目標年度 令和17年度 | 計画目標年度 令和22年度 | 単位:人 |
|----------------|----|-------------|------------------|------------------|------------------|------|
| ①行政区域内人口 | | 182,104 | 176,760 | 171,380 | 165,140 | |
| ②計画処理区域内人口 | | 182,104 | 176,760 | 171,380 | 165,140 | |
| ③水洗化・生活雑排水処理人口 | | 160,644 | 158,467 | 155,418 | 151,418 | |

③生活排水の処理形態別内訳

| 項目 | 年度 | 現在 | 短期目標年度 | 中期目標年度 | 計画目標年度 |
|------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
| ①計画処理区域内人口 | | 182,104 | 176,760 | 171,380 | 165,140 |
| ②水洗化・生活雑排水処理人口 | | 160,644 | 158,467 | 155,418 | 151,418 |
| ②.1 下水道水洗化人口 | | 147,660 | 147,270 | 145,653 | 143,145 |
| ②.2 合併処理浄化槽 | | 12,984 | 11,197 | 9,765 | 8,273 |
| ②.3 農業集落排水施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②.4 コミュニティ・プラント | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | | 14,283 | 12,175 | 10,624 | 9,133 |
| ④非水洗化人口 | | 7,177 | 6,118 | 5,338 | 4,589 |
| ⑤計画処理区域外人口 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活排水適正処理率 | | 88.2% | 89.7% | 90.7% | 91.7% |

(3) 水質の目標

河川の目標水質については、清流をとりもどすことを目標に掲げ、数値目標としては環境基準を維持するものとします。

- 清流を蘇らせ、多くの魚や昆虫が生息する河川
- 水質の改善
 - 槇尾川、松尾川 : B O D 3 mg/L 以下 (B類型^{※1})
 - 父鬼川 : B O D 2 mg/L 以下 (A類型^{※1})
- 親しみのにおける水辺環境づくり

※1 類型：大阪府において、水質汚濁に係る環境基準のうち、B O D 等水質項目について、河川水域の利水目的に応じて 6 つの類型 (A A、A、B、C、D、E) に区分し、類型ごとに水質の基準値 (目標値) を定めています。
詳細については、78 ページを参照願います。

7. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果を図 3-1-1 に示します。

し尿・浄化槽汚泥発生量は令和 6 年度直近のし尿発生原単位 5.21 (L/人・日)、浄化槽汚泥発生原単位 0.85 (L/人・日) で令和 7 年度以降も一定量で推移していくものと仮定し、し尿発生量はし尿発生原単位に非水洗化人口ならびに年間日数を乗じて単位換算して求めた。

また、浄化槽汚泥発生量もし尿発生量と同様に、浄化槽汚泥発生原単位に単独・合併処理浄化槽人口及び年間日数を乗じて単位換算して求めている。

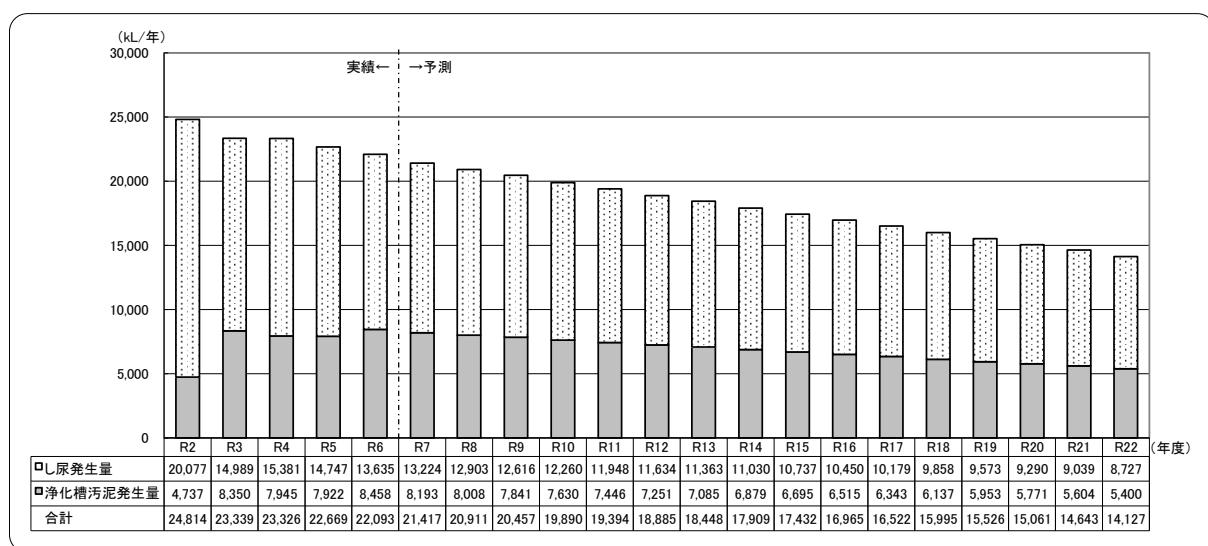


図 3-1-1 し尿発生量・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果

和泉市生活排水対策推進協議会規則

平成 24 年 7 月 11 日

規則第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づき、和泉市生活排水対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条 協議会の担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活排水対策推進計画の策定に関する事。
- (2) 生活排水対策の普及啓発に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか生活排水対策の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 河川管理者
- (3) 光明池土地改良区の代表者
- (4) いづみの農業協同組合の代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 和泉保健所の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適當と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第 7 条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活排水対策担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月31日一部改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月22日一部改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月26日一部改正）

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市生活排水対策推進協議会委員名簿

| 役名 | 団体・機関役職名 | 氏名 |
|----|-------------------|-------|
| 会長 | 大阪工業大学 工学部准教授 | 藤森 啓一 |
| 委員 | 和泉市町会連合会 副会長 | 池内 啓二 |
| 委員 | 元和泉市生活排水対策指導員代表 | 前田 幸子 |
| 委員 | いづみの農業協同組合 営農経済部長 | 大田 裕典 |
| 委員 | 大阪府和泉保健所 衛生課長 | 竹元 晶子 |
| 委員 | 光明池土地改良区 事務局長 | 中野 尚則 |

(任期: 令和8年3月13日まで)

生活排水対策推進施策の体系

